

豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書

議員名 三浦 桂司

平成 29 年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成 30 年 1 月 18 日	大分県別府市	ともに生きる条例について
19 日	山口県下関市	ふくふくこども館について

豊明市議事課

30.1.26

分類 . . . 30.10.5.1

可・否・一部否・一時否

第 51 号 受付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

会派視察 行政視察報告書

三浦桂司

日時: 平成 30 年 1 月 18 日(木曜日)～19 日(金曜日)

場所: 大分県別府市、山口県下関市

1 月 18 日(木曜日)午後 大分県別府市 別府市役所 ともに生きる条例について

別府市役所には、事前に質問事項を考えて提出していききました。

豊明市は、平成 29 年 8 月 22 日、ダイバーシティ、誰もが自分らしく生きられるまちをめざして、「LGBT ともに生きる宣言」をしました。

そして知的・精神障がいを持つ人が企業の一員として、一般就労(最低賃金以上)できるハウス農園を誘致して、現在 84 名の知的・精神障がい者が農園で働いています。壁のない社会づくりを目指して、どんな人でも人格を認め合って生活していけるまちにするために、下記の点について、ご教示願います。

記

- 1、ともに生きる条例が出来た背景は。
- 2、条例に対する市民の反応は。
- 3、地域住民、職員への研修の実施状況
- 4、共生社会への取り組み
- 5、具体的な障害者雇用への取り組み
- 6、LGBT 誘致セミナーへの取り組み

以上

策定までについて

民間団体からの働きかけが関係していて平成 22 年障がい者当人、福祉事業所、弁護士、大学教員などで「誰もが安心して安全に暮らせる別府市条例をつくる会」の組織が差別禁止とともに、自治体に条例制定の働きかけをした。

経過

H23. 8～9	条例制定に関する意見募集
H23. 11	市長から障害者自立支援協議会への諮問
H23. 12～H 24. 8	自立支援条例制定作業部会で議論
H24. 9	障害者自立支援協議会から市へ答申
H24. 10～12	庁舎検討委員会等で議論
H24. 11. 28	作業部会と庁舎検討委員会との意見交換
H24. 12. 27	庁舎検討委員会で条例素案の策定

H25. 1～2	素案に関する意見募集・タウンミーティング実施
H25. 4. 23	市議会議員全員協議会の開催
H25. 5～7	議会構成環境委員会所管事務調査開催
H25. 9. 20	第3回定例会で全会一致において原案可決
H26. 4. 1	条例施行

障がい者を理由に不利益な扱いを受けている例

- ・ 言語障害のある人にコミュニケーションが取りづらいことを理由に窓口対応拒否。
- ・ 障がいのある人は手続きに時間がかかるということで、後回しにされる。
- ・ 精神障がい・知的障がいのの人へ対応が負担になるという理由で、シンポジウムや会議への出席拒否。

障がい者への合理的配慮を行うには

- ・ 健常者が当たり前のように出来ることも、障がいのある人にとって困難を伴う場合を配慮して、いまある制度を変更して調整していく。
- ・ 親亡き後の問題について「別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会」の議論は「親亡き等の問題」解決策検討結果の報告書においても、多くの障がいある人やその保護者にとって、非常に切実な切迫した問題となっている。

【感想】

障がい者も身体、精神、知的障がいと千差万別あり、障がい者の病状などの理解不足が差別につながる要因の一つとなっています。

人は誰もが、年を重ねるに従って身体能力が衰えていき、また不慮の事故などにより、いつ、どこで、だれが、障がい者になるか分かりません。

同じ目線で見られるように、自分が嫌だと思ふことは他人に強要しないこと。しかし頭で理解しても、現実には障がい者の人を目の前にすると「可哀想な人」という意識や、身構えてしまう人が多いのが現実です。

障がい者は、ただ可哀想な人であるという概念は捨てるべきで、動ける人にはそのような仕事を、肢体不自由な人には障がいに見合った援助をして、互いに助け合うことが必要です。生きていくことに対しての価値や、生きがいを見つけ出して、雇用の拡大や、支援、対策が必要です。

条例があるから住みやすいまちになるのか、差別が無くなるのか、いまの豊明市に条例が必要であるのかと問われれば微妙で、東京都町田市のように議会基本条例がなくても、改革が進んでいることが分かるような現実的政策を打ち出していけば良いのかもしれない。

1月19日(金曜日) 下関駅前 JR下関ビル3階

ふくふくこども館

ふくふくこども館は前市長の肝いりで開設され、施設の運営形態は、指定管理(指定管理者:下関こども未来創造ネット)で行われている。

運営協議会の年2回の評価を受けて改善すべきは改善している。市役所とは各月に会議を行い問題のすり合わせをして、年度計画、月報報告書を提出している。指定管理、契約では1期目は3年だったが、2期目は競争相手がなく、5年契約となった。プレイランドなども作り無償で利用でき市内・市外・都道府県からの利用者が多数いる。ふくふくこども館は日本からだけでなく世界からも視察が訪れていて、そのコンセプトは人の勧誘を目的としている。

利用時間 :10時～18時 (水曜休み)

来館者

	26年度	27年度	28年度
来館者数	249,940人	186,779人	186,629人
内プレイランド	165,913人	137,611人	138,709人
市内	72,9%	69,8%	69,3%
市外	27,1%	30,2%	30,7%

年齢別来館者

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	合計
H26年	134人	229人	212人	166人	197人	938人
H27年	112人	250人	193人	176人	174人	905人
H28年	115人	324人	229人	183人	157人	1,008人

子ども館

未就学児とその保護者を対象にして、原則小学生は受け付けていないが、家族に小学生がいる時は小学生も受け入れる場合もある。小学生などを多くするとトラブルが発生したケースもあって、規制をしている。今の子育て環境は公園など危険箇所や不審者が多いため、暑さ寒さがしのげ安心して遊べる施設として人気がある。また、保育園・幼稚園の遠足コースとしても利用されている。

1、子ども一時預かり制度

申請書(事前申し込み可能)、内容は当日の体調、家庭での様子を記入。

保育スタッフ、基本的に預かり室で対応する。平日1時間500円、日曜祝日は600円で、最大3時間まで預かってくれる。預かった子ども全員に対して、

- どのように過ごしたのかを保護者に連絡して、パソコンに打ち込んでいる。
- 2、相談室(保育士・ケースワーカー)システムがあり、巡回相談・個別相談・専門相談・電話相談・メール相談など子育てに関する相談をしている。
 - 3、クリエイティブランド(交流スペース)
食事休憩は、一般の人も利用可能なクリエイティブランド(交流スペース)がある。電気の勝手な利用は禁止で、勉強の消しゴムカスなども持ち帰ってもらい、正しく利用してもらう事を約束としている。
いろいろな人が出入りをするので、危機管理対策として不審な人を見かけると相談員が積極的に声かけなどの巡視を多くしたり、同じ棟にある防災・警備員に依頼したりしている。
 - 4、屋上
年間 800 万円の賃料(市役所が負担)で、さまざまなイベントを開催している。

運営体制

管理責任者(館長)は児童福祉に精通した職員を配置して、補佐する副館長、子ども関連施設などの勤務経験を有する職員を配置して、一時預かりには保育士資格を持つ2名を配置、常勤5名、非常勤15名で運営している。
商業施設があるので施設の協力を仰いで大学生、ボランティアグループ、子育て世帯などもボランティアで手伝ってもらっている。

ただ子どもを見守るだけでなく、職員に対して、国の支援研修を受けさせて自覚を持たせる訓練をしている。我が子の ADHD(注意欠如多動性障害は、多動性・衝動性と注意力の障害を特徴とする行動の障害)に気づいていない保護者の相談や対応を手助けする場合もある。

【感想】指定管理でまかせる場合、ただ市役所職員で運営した場合だけの単価で比較するのではなく、その内容が市民の要望に沿ったものであるのか、利用形態が使いやすいように工夫されているかが重要なポイントです。4年前に訪れた函館市の指定管理施設も、館長さんが前向きで、メニューを増やしていて、自主事業を続ければ続けるほど利益幅が薄れ、運営が厳しくなり自分の給与をさまざまなメニューにして運営されていました。

市役所としても、その部分を十分勘案しながら指名しなければなりません。指定管理料を、ギリギリまで絞っての競争入札や運営にしては、質の良い業者が入札に参加してくれません。その点を十分留意することです。